

愛西市と日本赤十字社愛知県支部との包括連携協定書

愛西市（以下「甲」という。）及び日本赤十字社愛知県支部（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、愛西市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密に連携・協力することにより、愛西市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）子ども・子育て世代の支援に関すること。
- （2）高齢者の健康生活支援に関すること。
- （3）多文化共生の実現に向けた事業の推進に関すること。
- （4）防災・減災に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために、双方が合意し必要と認めた事項に関すること。

2 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議を行うものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に規定する取組に関する費用は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ず第三者に開示、漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定終了後も、前項に定める義務を負うものとする。

（本協定の変更及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行う。

（有効期間及び更新）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、さらに有効期間を1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和7年 8月 4日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市長
日 永 貴 章



乙 愛知県名古屋市東区白壁1丁目50番地
日本赤十字社愛知県支部
支部長
大 村 秀 章

